

旭川市水道局における地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画

1 計画の性格

この計画は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈（f）に規定する、現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当するものである。

2 計画の目的

この計画は、旭川市における公契約の基本を定める条例（平成28年条例第82号）（以下、「条例」という。）が掲げる基本方針の推進に当たって、地域経済の重要な担い手であり多くの市民の雇用を支える地域の中小企業の受注機会の拡大を図り、可能な限り地域に還元できる発注を推進することで、地域の健全な発展や雇用の安定に寄与することを目的とする。

3 計画における企業の範囲

この計画が対象とする企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有する者及び近隣8町（鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町、東川町、東神楽町及び美瑛町）に本店を有する者とする。

4 計画を適用する発注

この計画は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約を対象とする。

5 地域の中小企業による受注機会の拡大

旭川市水道局は、4に定める契約を発注するに当たっては予算の適正な執行に留意しつつ、2の計画の目的を踏まえ、地方自治法施行令第167条の5第1項及び同167条の5の2の規定に基づく入札参加資格要件について、3に定める地域の中小企業の一部、又は全部とするなど適切に設定することによって、地域に還元できる発注を推進するものとする。

6 その他

この計画の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この計画は、令和元年5月17日から施行する。